

第3回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会 平成25年11月6日	資料2
---	-----

# 専門委員会におけるこれまでの議論①

平成25年10月25日時点

[ 本資料は、第1回・第2回専門委員会で提出された意見等を、事務局において暫定的に論点ごとに整理したものである。 ]

## I. 総論

### 【論点】

年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理

(「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。)

### 【委員意見等】

- ・ 全ての未納者に督促を行い延滞金を課すことは、どのレベルで国民皆年金を考えるか、あるいは老後所得保障制度の中における年金と他の諸制度との役割分担をどう考えるかということと無縁ではない。
- ・ 世代間、世代内の支え合いの仕組みであり、それが拠出と給付で結びついている社会保険において、罰則をかけ強制することで、社会保障・社会保険を支える基盤が強化されるとは思わない。
- ・ 徴収体制の強化は必要と思うが、法律改正を行って踏み込んでいくのか、それともまず現行法の中で運用改善していくのか、考え方がわかれる。
- ・ 納付率をアップさせるためには、時間がかかることもかもしれないが、自主納付の意欲を国民の皆さんに持っていただくことが最も大事。
- ・ 最初にペナルティありきという考え方ではなくて、無年金をなくして、将来の安心をどう確保してあげるかという観点から検討すべき。未納の実態、状況を踏まえた上で、費用対効果も考えながら検討する必要がある。
- ・ 今すぐメリットが実感できないことが、納付率の低くなる原因であり、年金リテラシーの向上が重要。
- ・ 徴収体制強化だけを集中的に議論するのではなく、広報や教育などとバランスをとらなければ国民の理解を得られない可能性があるのではないか。

## II. 国民年金保険料の納付率向上策

### 1. 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

#### 【論点】

#### (1) 督促の促進

- ・ 保険料債権の多くが時効消滅している現状を改めるためすべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべき。
- ・ 督促を義務規定とすることも将来的な課題。
- ・ 督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制等についても併せて検討する必要がある。

#### (2) 強制徴収体制の強化

- ・ 職員を増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべき。

#### 【委員意見等】

- ・ すべての滞納者に督促するとすれば、日本年金機構の実態として有期雇用職員が多く、ノウハウの蓄積が図られていないことなどがあるので、システムや人員的体制整備は重要。
- ・ 国民年金の第1号被保険者において、常用雇用やパートなど被用者の方が3割を超えているという状況を踏まえ、厚生年金に合わせるといことも一つの考え方としてあるのではないか。
- ・ 所得や資産がなく保険料を納められない方には差押えはできない。所得の多い層にかかる経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。
- ・ 社会保障・税一体改革で成立した法律への対応で日本年金機構は手一杯であり、さらに強制徴収体制を強化するというのであれば、予算や定員を増やしてある程度しつかりした基盤を作るべき。

- ・ 日本年金機構は有期雇用の職員が多く、知識を蓄積する前に辞めてしまふなど人材不足である。正規職員に負担がかかっている現状を改善すべき。
- ・ 日本年金機構の職員を増員して強制徴収の体制を強化するという形だけで徴収がうまくいくのか疑問。
- ・ 市町村が国民年金保険料の徴収をやっていた当時とその後の変化を念頭に置きながら、日本年金機構の体制だけでなく市町村との連携も含めて議論を進めるべき。
- ・ 日本年金機構の組織のあり方を含め、地域の実情や状況に応じた取組も、国全体の取組と併せて行っていくべき。
- ・ 年金事務所の数は税務署などに比べて少ないので、自治体や年金委員との協力、地域とのつながりの強化に取り組みむ必要がある。
- ・ 強制徴収する過程における督励や督促の機会を生かし、年金教育の観点から、自主納付する人を育てるということを確認に意識すべき。
- ・ 年金に対する不信の目がある中で、強制徴収の強化については、制裁的な観点ではなく、国民に年金制度について理解していただくという観点で検討すべき。
- ・ 保険料に見合った給付・制度があるということを実感してもらえば、強制徴収という言葉を使わなくても、自ら納付する人が増えると思われる。その意味で年金教育は大切。
- ・ 差押えをしたからといってその後納付していただけたかとは不明。年金は40年間払わないといけないということを理解、納得してもらおうことが重要であり、そのためには年金教育が大切。

**【論点】**

**(3) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方**

- ・督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべき。
- ・督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者に徴収コストを負担させることを検討すべき。

**【委員意見等】**

--

**【論点】**

**(4) 免除等における申請主義の見直し**

- ・ 所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。

**【委員意見等】**

- ・ 日本の社会保障制度は申請主義が大原則で、職権というのは例外である。職権を仕組みとして入れていくためには、それなりに整合性ある説明が必要。
- ・ 免除や猶予の基準をクリアしているにもかかわらず申請をしていない人がかなりいることの理由の一つとして、申請書の複雑さがあるのではないか。
- ・ 保険料の免除や猶予を長期にわたって受けている方が低年金になるのを防ぐ観点から、給付面で手当することが考えられないか。
- ・ 免除の対象となる所得基準の今の時点での妥当性について検証すべき。

**【論点】**

**(5) 年金保険料の納付機会の拡大**

- ・過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化等について検討すべき。

**【委員意見等】**

- ・学生納付特例及び若年者納付猶予については追納しない限り将来の年金額が低額となってしまうため、一部納付や追納加算金の免除など追納しやすい方法を検討すべき。

## 2. その他検討すべき具体的な対応策 (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化

### 【論点】

#### ① 日本年金機構における管理体制の見直し

- ・ システム対応も含めた計数の把握や分析を充実させ、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべき。
- ・ 目標の進捗管理を徹底するとともに、執行体制を一層強化すべき（H25' から実施）。

### 【委員意見等】

- ・ 年金事務所では本部から言われるままにやっている部分があるが、本来、もう少し年金事務所に任せて対策を練るのもよい。

### 【論点】

#### ② 年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充

- ・ 年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべき。

### 【委員意見等】



**【論点】**

**③ 市場化テストの改善**

- ・ 納付督促の頻度や戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討すべき

**【委員意見等】**

- ・ 保険料の徴収業務と年金給付の説明は一体的なものであるので、そういう意味で市場化テストの改善が課題ではないか。
- ・ 所得の多い層にける経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。

## 【論点】

### ④ 口座振替・クレジット納付の利用促進等

- ・ 金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼することを検討すべき。
- ・ 市町村に対する口座振替新規獲得手数料の引き上げを検討すべき。
- ・ 新規適用者に対して口座振替やクレジット納付を推進するための工夫について検討してはどうか。
- ・ 2年前納の導入（H26.4 導入予定）

## 【委員意見等】

- ・ 金融機関の窓口で保険料を現金納付するお客様を対象に、金融機関の職員に口座振替を勧奨してもらい、新規獲得した場合に保険者から金融機関に手数料を支払ってはどうか。
- ・ 若い世代向けの納付促進策として、納付方法に応じてポイントを設定し、累計獲得ポイントによってプレゼントがもらえるようにしてはどうか。

**【論点】**

**⑤ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行**

- ・ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用の見直しを検討すべき

**【委員意見等】**

- ・ 学生納付特例制度や若年者納付猶予制度導入の趣旨を確認した上で、現在においても合理性があるのかを整理すべき。
- ・ 若年者納付猶予の 30 歳のラインの見直しを検討してはどうか。